

Title	C・ギアツ編『古い社会と新しい国家』
Sub Title	Clifford Geertz (ed.) : Old societies and new states
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.5 (1964. 5) ,p.99- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640515-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

にし、生活のさまざまな陰翳を調和し、そして柔かな同化作用によつて、私的な社会生活を美しく和やかにする感情を政治のうちにくみ入れてきた、心地よいすべての幻想が、光と理性という新しい征服の帝国により霧散させられることになる。生活の典雅な襲がことごとく、無慚にも引きちぎられてしまうのだ。すべてのこれまで附加されてきた理念——われわれのむき出しな、おののく人間の自然の諸欠陥を蔽い隠し、それをわれわれ自身の評価において尊敬にまで高めるのに必要であると、ひとの心が認め、思慮が許した、かの道徳的想像力というものの衣粧からあてがわれてきた理念——が滑稽で、不条理な、廃れた振舞いとしてくつがえされてしまうのだ。」

パークがフランス革命を野蛮な哲学、理論的ドグマとして非難したことはあまりに有名である。その傍ら、アメリカ植民地革命、アイルランド問題、インド統治をめぐつて、かれはイギリス政府の専断的態度を批判した。パークが啓蒙主義に対する保守主義者であったことは、やはり人間の自然に対するかれの認識の仕方^にに依拠している。かれにとつて健全な理性の在り方とは、人間性が善性と悪性の混合であること、したがつて社会問題の複合性をリアルに認識^{する}ことであつて、それゆえに、政治の^{アルトナ}慎慮こそ重要であり、かつ有効であるとされた。この慎慮の基準とは一体なにか。この点、パークの経験的理性は、いささか論理的に矛盾しているかにみえるが、伝統的自然法への信仰に復帰している。とすれば、啓蒙主義の思想的サークルは、自然法の拒否から始まり、パークによるその復活で閉じられることとなる。著者は、本書に附した短いエピソード

のなかで、人間がその自然的存在を自然法——道徳的要請、あるいはまた科学的法則の定式化というかたちをとろうと——のなかに見出そうとする執念を指摘し、人間であるがゆえにまた今後も続けられるであろう努力を賞揚している。「人間は宇宙のなかで独自の存在であり、そして人間の精神は見えざる世界においてのみ生き得る」というブレドヴォルドの言葉は、けつして佻しい真理ではない。

(奈良和重)

Clifford Geertz (ed.):

Old Societies and New States

The Quest for Modernity in Asia and Africa

The Free Press of Glencoe, New York, 1963,

viii + 310 pp.

C・ギアツ編

『古い社会と新しい国家』

現代政治学をより理解的な水準にまでたかめ、現代政治を一般的、包括的に認識しようとして発足した比較分析は、西欧世界についての既得の資産内容を再整理するかたわら、新しい知的関心を新興諸国に払うことで、学問領域の拡大と、方法論上の推敲を重ねてきた。それは、政党、政治集団、行政部、議会などの手なれた概念にまつ

わりついた正統性の再検討の過程をへて、政治文化論と政治体制論を中心にして形成された比較政治学として、現在では政治学の重要な部分を正統的に占拠し、その安らぎから、逆にいくつかの新旧分析概念による統一的分析に着手しようとしている(たとえば L.W. Pye, ed., *Communication and Political Development*, 1962. および J. LaPalombara, ed., *Bureaucracy and Political Development*, 1963)。⁶ この学問的潮流は、社会学・人類学などの社会諸科学の業績に支えられてはいるが、中心をなしているのは、社会科学研究評議会の比較政治委員会に所属する政治学者を主体とする研究者である。しかしこの学問領域は、政治社会が国家社会に密着している最先進国家から、政治社会が存在しない、最後進国家にまで及んでいる以上、その分析方法はいきおい、諸個別科学から提出されるものすべてを包含した上に成立する。この意味で、まさに社会科学、学問であるといえる。

ここにとり上げた論文集は、E・シルズを委員長とし、スタンフォード大学行動科学高等研究センターの研究員を主体とした「新興諸国の比較研究委員会」(Committee for the Comparative Study of New Nations)による業績である。八篇の論文の九人の執筆者は、政治学者というよりは社会学者であり、人類学者である。また法律と、教育部門からの参加者もある。しかし彼等に共通しているのは、それぞれの専門地域で研究活動を実践した経験をもち、一般的な理解から特殊へと進むことによつて、異質的な事象にかんする理解が増大できるという認識であり、ともすれば一般的理解から排除

される傾向をもつ「歴史」の意義を確認していることである。本書に貫かれている問題意識はだから、はじめにのべた比較政治学の社会科学性をより増強するものであり、こうした意欲が表明されることは私のように比較政治学の流れに身を委ねて、この学問のもつ苦悩を共に経験している研究者にとつては、何よりの刺戟である。以下、比較政治学の観点から特に興味をひく二つの論文をとり上げて紹介し、論評することにする。

※

巻頭には、E・シルズの方法論にかんする論文が掲げられている(E. Shils, *On the Comparative Study of the New States*)⁷。シルズの業績は、たとえば *Political Development in the New States* (Comparative Studies in Society and History, Vol. II, 1960) に代表されるごとく、比較分析的研究として顕著なものが多いが、この論文では、彼の基本的姿勢が語られており、特に新鮮さはないにしても、彼の業績に関心をもっている昔には興味深いものがある。

新興諸国として総括される国家群には、(A)一九四五年以後に主権を獲得したインドネシア、マラヤ、ビルマなどのアジア・アフリカ諸国と、(B)トルコ、イラン、タイなどの、主権国家としての歴史はその時期以前に遡ることができるが、依然として新興国家としての後述の特徴を有する諸国、および(C)ラテン・アメリカ諸国中で、新興性を備えている国家が含まれる。この場合、新興国家としての特徴は、その社会のもつ伝統性がまず第一に挙げられねばならない。この伝統的社会を国家に結びつけるべき役割を担当する指導者たち

の課題が、実はそのまま新興国家の特性をあますところなく表明している。すなわち彼等にとつては、(i)有効な政治の確立と、それを達成するための土着人によるスタッフの構成、(ii)国民にたいする自己の正統化、(iii)近代的な政治機構と合理的な行政機構の確立、大衆政党組織による指導者群の成立、(iv)公的秩序機構の組織化と維持、が第一のグループの課題を構成する。第二のグループに属する課題には、(i)近代的経済秩序による旧秩序の代替——このためには、近代的な経済制度と技術の定着、発展が前提される——と、(ii)近代的教育制度の設立と普及(強制をも含めて)、がとり上げられる。(この二課題群を近代化と総称することは簡単である。しかし、現在の用語法によれば、「近代化」はしばしば「工業化」に等置せられ、過度に西欧化された概念内容を有するがゆえに、近代化の課題として認識することは、新興諸国にたいする理解を一面化するものが多すぎるので、ここではとらない。)

右にのべた課題群は、近代的教養をもつた現在の政治指導者たちと、土着文化に根ざした大衆が同時的、二元的に存在している点から発生している。しかも、そうした指導者たちが一様に有している民族主義的傾性と、それに発端する伝統的文化の尊厳の主張が、国際社会における自国の位置の確認要求に集中する。いわば国際性をいちじるしく帯びているのに反して、大衆の側では、近代国家としての基本的必要条件である「政治社会」がほとんど形成されておらず、当然のことながら外来的なもの、土着のもの、近代的なもの、伝統的なものの対立関係が、認識どころではなく、意識の水準にも

達しておらず、またこの異質的な両者の対決から生れる緊張関係から発現可能な近代性への息吹きが欠如している現実が、その基礎に存在していることを見落してはならない。だから、一範疇としての新興国家は、指導者層と国民の断絶、国家と社会の断絶が特徴的に存在するといわねばならない。さらには、近代国家の基礎としての社会が未成立の中に、国家の形態だけが成立してしまつたともいえる。この事実から、次の現象が生ずるのは、むしろ当然のことである。すなわち、独立闘争を経験した諸国では、指導者たちは民族エリートとして統合的役割をはたしたのだが、ひとたびその目標が達成されると、彼等は、粗雑な意味での多元的社會の上にいすわつて、伝統性をそのまま継承する伝統的エリートにすぎなくなる。だから、前述した課題を担いきるには、彼等はあまりにも伝統的であるという矛盾を内蔵する。かくて、近代性を担うのは実は、反エリート側であり、エリート側が非イデオロギー化するのに比例して、反エリートのイデオロギー化は進行する。進歩、社会的平等などの近代的主張を中心として結集したエリートが、たとえばラテン・アメリカ諸国において政権獲得に成功する例が多いのは、その社会が、少くとも(A)の範疇に属する新興諸国よりも、近代性ないし擬近代性(主権国家としての歴史の長さによつて、社会は何等かの形で近代化するという意味で)を有しているからであるが、(A)の場合には、その程度にまでも近代化されていない多元的社會が厳然として実在している現実を、われわれは確認しておくべきである。

このように描きだされた新興諸国にたいする知的関心は、いかに

照準さるべきであらうか。シルズは、何よりも政治社会の樹立への抱負の変遷であると指摘する。この問題設定は、後述するように社会学者としてのシルズの関心としては当然のことであり、前述した彼の新興国家像からも理解できる。この中心的関心は、新興諸国のエリートが支配しようとする個々の社会の構成部分の相互依存性の究明にも密接な関連をもっている。ここから、「新興諸国の研究にさいして、……われわれは、個々の人間の精神を形づくり、また構成している信条と基準についての伝統的な遺産のもつ力と、重要な地位におかれた人物にたいして強要し、または認を求めめる制度の生活のもつ継承された諸規範に重要性を与えねばならない」のであり、「新興国家そのものの以外の集合体にたいする忠誠を、生活を継続するのにきわめて重要な諸慣行と相互に組みあわせる」(p. 10) 研究が必要になる。こうしたオリエンテーションは、「伝統的な信念と行為のパターンが、社会の近代的部分に浸透するし方、すなわち、伝統的なものと近代的なものが相互に作用し、また融合するし方、を理解する」(p. 10) 試みでもある。この相互作用は、伝統的なものの近代化と、近代的なものの伝統化の二路線の過程として認識され、考究されるべきものであるが、現象的には、近代的な諸側面が滲出してくる過程としてとらえることができる。

この学問的焦点を追求するには、研究そのものが、「時間の深さを与えられ、また一時的ベースベクトタイプによる歪曲から生ずる誤りを……正すことができる」(p. 10) だけのものでなければならぬ。だから、短期間にわたる面接調査から直接獲得されるような知

識に依存するだけであつてはならず、この種の研究方法は、歴史的研究と提携しなければならぬという主張が提出されるのである。シルズの言を用いれば、「人間の行為とその集合的形態は、一つの時間的ひろがりをもっている。だから、新興諸国の生活内での現時点、ないし何年にもわたる直接的観察を、歴史的知識によつて補う必要がある」(p. 10)。この主張はさらに、「社会学者が、これまで歴史家の領域だと見なされていたものに侵入していくことは、新興諸国の背景にたいする歴史的研究に有意義な刺戟を与える可能性がある。すなわち、そのことによつて、現代の西欧社会を研究している社会科学者は、それ自身のもつ諸問題の時間的ひろがりについて一層意識するようになりうる」(p. 11) 効果を秘めているのである。

この歴史への強調は、シルズの文脈からすると、新興諸国の研究からの比較分析への貢献に連らなっている。これは唐突な指摘ではない。というのは、「新興諸国についての秩序だつた理解は、それ等を *sub specie aeternitatis* とみるか、少くとも既知の人間の経験という範疇内でみるか、ということが必要とする。われわれの理論的関心から派生しているこの必要性には、重要な理由が存在している。特殊な説明——そこでは、説明基準は歴史的に偶然のものであるが——をさけるために、われわれは、あらゆる国家および社会、あらゆる地域および時代に等しく適用可能な諸範疇——その場合、この範疇にはいくつかのバリエーションが包括可能でなければならぬ——を明らかにしなければならない。この目標に達するには、あらゆる社会がわれわれの研究対象に包含されねばならない。それ

はわれわれの分析様式を『比較的』と称する理由である」(p. 13)からである。新興諸国の理解にたいする比較分析の強調には、「新興諸国の状況に、いかなる比較可能性をも拒否するほどの極端な独自性をも認めない」(p. 14)とする見解が礎定されており、それは、新興諸国のもつ多様性についての研究者の承認にもかかわらず成立するという観点に支えられている。だからあらゆる社会、文化、時代の独自性を強調する歴史主義に真向から対立する視座となつている。(こうした強調は、たとえば、歴史的事実にたいする比較分析を試みたS・N・アイゼンシュタットの『The Political Systems of Empires, 1963』に、その積極的な典型をみることができ。)すなわち比較可能性についての信頼は、「いくつもの新興諸国間の差異を説明する場合に引用される変数は、だから、同一の分析的イデオロムで表現され、古い国家と新しい国家、ないし古い二つの国家間の類似性ないし差異性を主張する命題として、同一の分析体系の一部でなければならぬ。だから、新興諸国の比較研究は自己充足的な学問ではないのである。それは、人間社会の体系的分析の一部であり、人間社会においては、あらゆる社会が一種類のものに属しているのだと見なされる」(p. 17)点にまで発展されるのである。この学問的發展過程において、われわれは、「一般理論が、その主たる方向を顕在化しはじめ、またこの理論によつて影響をあたえられ、またそれに影響をあたえているし、経験的比較分析が発展していく方向を示しはじめている」(p. 18)時点にたつているという確認がされるのである。換言すれば、『現下の比較分析は、主として、特殊な社

会の事例研究にたいする観点として機能している。それは、比較を促進し、比較の結果を包含している観点である。その観点は、推敲と接合を必要とする地点にたつている」(p. 19)のである。

この比較分析の要請に対応する方法は、巨視社会学的研究であるとしルズは主張する。伝統的、複合的社会が、一元的政治社会に統合していく過程を究明し、社会と政治体、および体系的な文化秩序の形成へと接近していく過程、それを嚮導する要因、およびその過程に存在する障壁を評定するには、巨視社会学的方法によつてのみ、近代が必要である。換言すれば、巨視社会学的方法によつてのみ、近代の制度の複合体ではない近代社会と、制度、信条、および連帯意識の前近代的鑄型に依存している新興諸国の比較分析は可能であり、また「新興諸国の研究は、その進化論的な外装から解放され、社会体制についてのダイナミックな概念化に結びつけられるようになり、比較的観点は、現代の拡大された人間的共感と、この構想力の拡大に適したより体系的な社会理論の要求という双方に役だちうる」(p. 19-20)のである。

※

シルズによつて主張された新興諸国の社会科学的分析は、M. Marriot, Cultural Policy in the New States において、新興諸国における伝統文化的特性の変革への試みのもつ効果的分析、C. Goertz, The Integrative Revolution: Primordial Sentiments and Civil Politics in the New States における伝統的国民感情と、政治という国家大に要請される全体性との関係についての人類学的分析、L.

Fallers, Equality, Modernity and Democracy in the New States
 における西欧諸国と新興諸国における社会階層と政治の近代化につ
 いての総合的な比較分析への試み、アフリカ諸国における近代化に
 はたす法の諸問題を扱った M. Rheinstein, Problems of Law in the
 New Nations of Africa、経済発展にたいする教育の役割を一般的
 に分析した M. J. Bowman and C. A. Anderson, Concerning the Role
 of Education in Development、新興諸国の政治的安定の決定要因と
 しての「政治的社会化」概念の有効性を指摘した R. Levine, Political
 Socialization and Cultural Change、によつてそれぞれ展開さ
 れ、各論文はわれわれの関心をひきつけるにたるだけの内容を備え
 ているが、前述した私の比較政治学的関心を強くひきつけた意味で、
 D. E. Apter, Political Religion in the New Nations をこぎにとり
 上げることにする。

※

新興諸国は、生産力の拡大による国富の増進を一つの目標として
 努力を重ねている(この点に強調をおいた分析概念が「工業化」であ
 る)が、それに関連をもつて発現してくる社会内での有効な役割分
 化と複合化(この現象に対応して「近代化」概念が成立する)の二つ
 の局面で分析が進められているのが現状であるが、国富の増進を役
 割構成の再編成から生ずる緊張状態、およびその状態から派生する
 政治的諸問題の領域を総合的に処理しようとする試みたのがアプター
 の本論文である。この目的から彼は、ギニア、ガーナ、マリ、中国、イ
 ンドネシアに素材を求め、神政体制(theocracy)、動員体制(mob-

ilization system)、調和体制(reconciliation system)の三概念を設
 定し、その分析有効性を検討する。

神政体制 アプターは古典ギリシヤに神政体制の典型を求め、
 「国家は、その個々の成員の道徳的發展と完成のために存在する」
 という E・バーカーの規定をとり、教育機関としての国家としての
 性質を、この体制に帰属させる。さらに、この特性に現代性を与え
 るために、神政体制の一般の特徴を、(i)指導者には、個人化され、
 また制度化された諸役割があたえられている、(ii)彼等の權威は、そ
 の選出が大衆の基盤によると否とを問わず、神から派生される、の二
 点に集約する。現代的、副次的には、神政体制内での政治的役割の
 若干の分化は可能であるにしても、それは宗教的な思想体系にお
 いてその意義を有するにすぎないこと、変化は現行体制を變形する
 試みではなくて、その維持、強化への努力から生ずること、すな
 わち神政体制のもつ自己完結性が補足される。

動員体制 この体制は、「人民の社会的、精神的生活を、急速で
 組織的な方法によつて變形せしめることに非常に大きな関心を有し
 ている」(p. 33)のであり、また、人間を相互に区分しているもの
 は、不自然な原因によるのだという暗黙の前提が含まれている。だ
 から人間は、リーダーシップによるか、大衆の意志によるかしてこ
 の種の不自然な差異から解放されねばならない。しかも大衆の意志
 によるのは例外的にしか想定できないのだから、この解放は、党派
 のもつ危険性と有害さを指摘しうる救世主的な指導者によつて、政
 治の領域における調和が出現しうる。その意味からすれば、この種

の指導者はカリスマ的な性質を有するのであり、かくして彼等は、その体制の一元性ワン・メーヌの人格化である。この種の一元性を達成するため、に動員体制は、生活のあらゆる局面を政治化することからはじまり、結果的には政治は消滅する。この過程を支えるのは、一元的な政治的信条、すなわち進歩の信条であり、工業化がそのビジョンとなり、目標は調和となり、規制は刑罰法規クリミナル・レージスチフ (E・デュルケム) による新しいビュリタニズムを演出する。

調和体制 これは、「法の政治であつて、人間の政治ではない」(G) (C) 体制であるから、調和体制内では、「社会は、それ自体が非常に大きな価値を有している法の枠組によつて結びつけられている個々の価値の総計だと考えられる」(G) (D) (E)。換言すれば、「人間が、あらゆる社会の特徴である法に従うという必要条件ばかりでなく、法が、いかなる個人よりも広い知慧を有している」(G) (C) という信条が共有されている体制である。すなわち、知慧の具体的枠組としての法に最高の地位を与える立憲民主体制の礎石がここに定礎されている。

この三つの体制が、現代の新興諸国の政治的動態にどのように配置され、位置づけられるのか。この問題にたいする概念が、アプターのいう「政治的宗教」である。政治的宗教は政治的教義であるがアプターの文脈では、新興諸国における政治的な基本的関心が、生産力と役割統合に集中することからある程度まであらゆる社会生活が政治化され、政府が一枚岩的な権威を必要とするようになり、この種の権威構成が、旧来の忠誠関係にかんする信念を變形する過程

で、新しい政治形態が發展せしめられた結果生ずる、とされる。政治的宗教は、権威主義的な政治構造内で、それ自身の至上命令を育成し、また国家的宗教を通じて個々の持続性、意味、および特性についての許容可能な定義を確定することによつて、個々人のもつ最も基本的な要求に影響を及ぼすという二面的な機能を有し、またより具体的には、政治的宗教の新興諸国にたいしてもつ目的は、(i) 中央の権威という唯一の体制の發展、(ii) その国の物質的發展、(iii) 合理主義的価値の制度化、の三者であるとされるから、この政治的宗教は、機能的な特徴づけで認識される概念である。アプターは、「教義」が新興諸国においていかに宗教的性質をもつか、すなわち政治的宗教の「宗教性」を、死、個人の人格の樹立、人生の目的の確認によつて検討して、「宗教はわれわれに、超越的な魂の安息所を通じて、ある形の不死を与える。政治的宗教は、過去を確実な政治的将来と現在社会の連続性を通じて、同一の目的を達成する。政治社会内の個人は、国家の文脈内で、それ以前に生をうけた人びとの生みだしたものをみずから感得するようになる」(G) (E) ことで死の問題に、市民権と正義のもつ意味によつて人格の問題に、また社会にたいする義務のもつ意味によつて人生の目的の問題に結びつけている。こうした宗教性によつて政治的宗教は、他方では「その目的として国境を無視するような普遍的な図式を求めるのである。人間の王国は、一つでなければならぬ。……それは、それ自体を宗教的に実現する程度までに、經驗的にみずから普遍化するまでは休止することはできない」(G) (D) 傾性を示すのである。

新興諸国において、こうした性質を有する政治的宗教の抬頭契機は、(i)新興諸国は、たとえば、宗教的、種族的、言語的帰属といった基本的忠誠関係より上位の一元的忠誠を創造しなければならぬ、(ii)一般大衆の革命的熱情が独立の達成によつて衰退しはじめた現在、自己の創設した体制と權威を持続するために、彼等の役割に神聖な諸要素を加える必要がある、(iii)現世的、物質的進歩への要求を有する国民に、耐乏生活を強制する手段を必要とする、三点に求めることができる。こうした特徴と実践的契機によつて出現する政治的宗教は、「問題点は、政治的宗教が、新興国家の政治体の中心特性となる場合に、その可能なけ口は、ある種の動員体制であるということだ」(p. 93) と指摘されるように、動員体制中で集約的に機能化される。この両者間の関係は、前述した動員体制の規定からも容易に了解されるであらう。

政治的宗教は、新興諸国の指導者が一般的に抱いている工業化によつて近代化が招来されるという誤つたビジョンを、「よりよき物質的条件を求める広汎な欲求と結びついた諸価値を普遍化して、物質的で、現世的な諸目的を神聖なもの、水準にまでたかめることによつて、近代化を刺激する」(p. 93 傍点―内山) 側面の強調によつて、自然に切りかえうるだけの機能的意義をもっている。この効果に依存して成立している動員体制を擁している新興諸国における選択肢は、しからばどのように想定されるであらうか。第一は、調和体制への移行である。その契機となるのは、経済発展を推進するのに成功した動員体制はそれ自体の成功を取めたのだという事実

である。すなわちソ連の例で理解できるように、政治体制内の構造変化を許容するにたるだけの柔軟性を、政治的宗教が内蔵しているという点である。また、物質的目的と、究極的目的が同一だと考えられ、両者間の希望的懸隔が大である場合に、政治的宗教の効果が極大化するのだから、物質的繁栄が増大すれば、かつて政治的宗教が発展したのと逆の過程をたどつて、その組織的、イデオロギー的な力は減退するだろうし、時間の経過と世代の交代を通じて、政治的宗教のもつ創造力は失なわれるであらう。しかしこうした傾向は、アプターによつて否定される。「経済成長のペースは十分大きいことが必要なのだから、宗教的なものと世俗的なものとの対立が、専制的支配と一枚岩的な構造を維持するのにより適したそれ以外の手段によつては、解決されないのである」(p. 96)。その上、たとえ權威の分散がおこなわれても、調和体制に必須の代議政治の枠組もつ価値の発達は、一意的には想定できない。というのは、動員体制にあつては、「近代化という問題を、産業上の革命ではなくて、組織上の革命ということで提起する」のだし、「組織上の手段によつて近代化を達成するためには、政治的宗教は、組織上の価値をも、また近代的な生活により適した新しい役割を制度化する価値をも強調する」(p. 96) からである。第二の選択肢は、全体主義への可能性である。全体主義は、個人の不滅、帰属意識、および目的の国家への完全な依存によつて特徴づけられるし、国家に与えられた人格の神格化が成立するところに確立される。この点から考えれば、新興諸国においては、全体主義として、成立させるだけの近代的組織的

技術の担い手は見あたらないから、西欧の全体主義ほど有効に成立する可能性は存在しない。だから新興諸国の全体主義は、「近代性」をもたない、素朴で伝統的な性質をもつたルーズな全体主義としてしか出現しないであろう。この種の全体主義は、効率の良い解決を要請されている諸問題への対応物としては、ほとんど意義をもちえないことは明らかである。かくして第三の選択肢としてアプターが指摘する新しい伝統主義としての神政体制への可能性が、十分な意義を担って出現してくる。ここで提起された近代的神政政治にあつては、近代的な行政技術も適用でき、国家を信奉原理の教育機関と見なすこともできると同時に、現在の指導者と支配政党に結びついている政治的義務と政治社会に具現している特殊な諸価値を、神聖なもの水準にまで高めることができる。こうした機能を内蔵しているからこそ、現在新興諸国が苦悶している諸問題に同時的に対応することが可能であり、「動員体制が、伝統的、神政的宗教と、近代の、政治的宗教の両者が結びつく伝統主義的神政体制に変形される現実的可能性が存在する」(p. 98) という指摘の意味がでてくる。

右にのべた三つの可能性は、要約すると、(i)政治的宗教の本質からして、新興諸国での動員体制は、長期的には不安定である、(ii)動員体制で、調和型か全体主義型に変形されるものはほとんどない、(iii)政治的宗教を制度化するために儀式化し、新伝統主義の枠組内で、近代化過程をたどる、専制政治に変形する可能性は現実性を有する、と指摘されよう。そして、この専制政治の形態は、非王朝的な側面をもたねばならないと同時に、伝統的社会に必要な血縁関係に結び

ついた儀式的機能をはたすという王朝的側面も備えねばならないから、君主制への道をたどるのではなくて、むしろ大統領的君主制とする可能性が考えられる。

※

アプターの三類型が、M・ウェーバーの支配の三類型に発端していることはほぼ疑いがない。しかし、ウェーバーの類型は、歴史的認識にたいする対応であつたのに反して、アプターのそれは、現象の理解と発展への予測に焦点がおかれている点で重大な差異がふくまれている。すなわち、アプターは、新興諸国の現時点での存在形態を、「人民の社会的、精神的生活を、急速で組織的な方法によつて変形せしめること」(p. 98) に照準された動員体制を規定し、動員体制↓調和体制という西欧的な発展型が、いかに無意味であるかを、政治的宗教による近代化の図式によつて究明し、動員体制↓神政体制の発展型の可能性を説く。こうした発展型の新奇な指摘は、往々にして単なる新しい一理論的提起としてだけの意味しかもたない場合が多いのだが、アプターの主張には重大な挑戦が含まれている。すなわち、現在の新興諸国の政治的發展にたいする理論のほとんどが、その中心を工業化による近代化にすえているのに反して、アプターは、工業化をともなわない近代化が、新興諸国の大部分に より妥当な形で進行する。換言すれば近代化という至上命令は、むしろ西欧的パターンとまつたく異質の形態をとり、専制構造と政治・宗教的依存関係の結合が成立し、そこでの近代化から生ずる不安定性は、政治的宗教によつて処理されるという形で解決されると

するのである。アプターの論旨の意義は、政治的宗教の機能についての論述の未熟さはあつても、いささかもそこなわれるものではない。それは新興諸国の政治的發展のもつダイナミクスに対応するにたるだけの動態性をもつ。しかも、従来、社会諸科学の理論的設定が苦悶していた西欧的思考から脱した理論性に、われわれは瞠目するのである。J・L・トールモンの「自然と歴史は、社会的存在と社会的努力の歴史のおよび実践的に形づくられた群の進化として文明を考えているのであつて、存在という単一の水準での抽象的人間のつくり上げたものが文明ではない」(J. L. Talmon, *The Origins of Totalitarian Democracy*, 1952, p. 244) という表現は、キヨウアプターが引用しただけの意味をこの論文に与えているのである。

(内山秀夫)